

兵庫県特定不妊治療費助成のご案内

兵庫県では、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療費（保険適用外）の一部を助成しています。

助成対象者

次の①～④の要件をすべて満たす方

- ① 申請日現在、夫婦いずれかが兵庫県内（※1）に住所があり、治療開始時に法律上の婚姻をしている夫婦
- ② 指定医療機関（※2）で特定不妊治療を受け、妊娠判定まで至った方、
又は医師の判断でやむを得ず治療を中断された方（採卵に至らない場合は対象外）
- ③ 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満
- ④ 夫婦合算した前年の所得額（※3）が730万円未満
 - ※1. 神戸市・姫路市・西宮市・尼崎市・明石市に住所がある夫婦は、市が直接助成を実施していますので、各市にお問い合わせください。
 - ※2. 兵庫県の指定医療機関は、県ホームページ等をご参照ください。
なお、他の都道府県、政令指定都市、中核市が指定する医療機関で受けた治療についても、助成対象となります。
 - ※3. 所得額の計算方法：所得の合計額（年間収入金額－必要経費）－諸控除（社会保険料等の控除8万円、医療費控除実額等の合計） 詳しくは兵庫県ホームページ「所得の計算方法」をご参照ください。

治療区分ごとの助成額・通算助成回数

- 治療1回あたり上限15万円（治療区分C、Fは上限7万5千円）まで助成します。
※ 初回治療は、上記の上限15万円が30万円となります。
- 男性不妊治療は、上限15万円まで助成します。
※ 初回男性不妊治療は、上記の上限が30万円となります。（ただし2019年4月1日以前に治療開始した分は15万円）
※ 男性不妊治療を伴わない体外受精及び顕微授精の初回治療を既に終了している場合であっても、男性不妊治療が1回目であれば、初回治療分（上限30万円）の助成対象となります。
- 初回治療以外で、採卵から胚移植までの一連の治療を行う場合（治療区分A、B）は、県単独事業として5万円を追加助成します。
※ 所得制限：400万円未満
- 申請する治療期間について、既に若年がん患者妊孕性温存治療費助成事業の助成を受けた（または受ける予定がある）場合、本事業の助成は受けられません。

		国制度		県単独追加助成	
		特定不妊治療	男性不妊治療※3		
治療区分	A	新鮮胚移植を実施	初回治療 30万円 2回目以降 15万円	初回治療 +30万円 2回目以降 +15万円	+5万円 (初回治療除く)
	B	凍結胚移植を実施 ※1			
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円	対象外	対象外
	D	体調不良等により、移植のめどが立たず治療終了 ※2	初回治療 30万円 2回目以降 15万円	初回治療 +30万円 2回目以降 +15万円	
	E	受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止			
	F	採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円		
所得制限	夫婦合算した前年の所得額が730万円未満			夫婦合算した前年の所得額が400万円未満	
通算助成回数	初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が 40歳未満 : 6回まで 40歳以上43歳未満 : 3回まで			43歳未満 : 回数制限なし ・申請する治療の治療期間初日に妻が43歳以上だった場合、助成対象になりません。 ・市町の助成がある場合は、国制度と市町助成を控除した額に対し、助成します。	

- ※1. 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
- ※2. 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了した場合に限る。（自然妊娠により治療終了した場合は含まない）
- ※3. 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないために、治療を中止した場合も対象となる。

助成金の支給方法

申請を受けてから約2～3ヶ月後に審査結果通知をお送りします。
結果通知の約3週間後に、指定された口座へ助成金を振り込みます。
※振り込み日はお知らせしませんので、記帳等によりご確認ください。

申請期限

治療が終了した日の属する年度の末日（3月31日）、又は治療が終了した日から3か月以内のいずれか遅い日（申請期限を過ぎると申請できません。）

申請書類

- ① 兵庫県特定不妊治療費助成事業申請書
- ② 兵庫県特定不妊治療費助成事業受診等証明書
- ③ 指定医療機関発行の領収書
- ④ 戸籍謄本【初回申請時のみ】
- ⑤ 県内に居住する法律上の夫婦であることを証明する書類（住民票の続柄記載等による）

<入手できる場所>

県健康福祉事務所、
県内指定医療機関、
兵庫県ホームページ

本籍地の市町村

		証明書類
同一世帯の場合	夫又は妻が世帯主の場合	・住民票の写し（夫婦分）（続柄記載）
	夫及び妻が世帯主でない場合	・住民票の写し（夫婦分） （続柄記載かつ、戸籍の筆頭者を記載）
別世帯の場合	夫及び妻が日本国籍を有する場合	・住民票の写し（兵庫県内居住の者、ただし初回のみ夫婦分） ・戸籍謄本
	夫又は妻のいずれか一方が 外国籍を有する場合	・住民票の写し（兵庫県内居住の者、ただし初回のみ夫婦分） ・日本国籍を有する者の戸籍謄本 または婚姻していることを証明する書類（和訳付）
	夫及び妻が外国籍を有する場合	・住民票の写し（兵庫県内居住の者、ただし初回のみ夫婦分） ・婚姻していることを証明する書類（和訳付）

各市町の担当課窓口

※④⑤は3ヶ月以内に発行されたもの（コピー不可）

※⑥は源泉徴収票は不可

- ⑥ 夫婦それぞれの前年（申請日が1月から5月までの場合は、前々年）の所得を証明する次のいずれかの書類
 - ・市（町）民税・県民税所得課税（非課税）証明書
 - ・市（町）民税・県民税納税通知書
 - ・市（町）民税・県民税特別徴収税課税決定通知書
- ⑦ 誓約書【初回申請時のみ】
- ⑧ 助成金の振込先が確認できる預金通帳等のコピー【任意】

県健康福祉事務所、
兵庫県ホームページ

※必要に応じて、下記①～⑧以外の書類を求められることがあります。

お問い合わせ先・申請窓口

ご住所地の健康福祉事務所へお問い合わせ、ご提出ください。

ご住所地	健康福祉事務所	電話番号	ご住所地	健康福祉事務所	電話番号
芦屋市	芦屋	(0797) 32-0707	神河町、市川町、福崎町	中播磨	(0790) 22-1234
宝塚市、三田市	宝塚	(0797) 62-7307 (0797) 62-7308	たつの市、太子町、 佐用町、宍粟市	龍野	(0791) 63-5686
伊丹市、川西市、猪名川町	伊丹	(072) 785-7462	相生市、赤穂市、上郡町	赤穂	(0791) 43-2321
加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町	加古川	(079) 422-0003	豊岡市、香美町、新温泉町	豊岡	(0796) 26-3661
			養父市、朝来市	朝来	(079) 672-6867
西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町	加東	(0795) 42-9488	丹波篠山市、丹波市	丹波	(0795) 73-3654
			洲本市、南あわじ市、淡路市	洲本	(0799) 26-2060

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課 電話番号：(078) 341-7711（代表）（内線 3319）

その他詳細は、兵庫県ホームページをご覧ください。

兵庫県 特定不妊治療

検索



【お知らせ】令和3年4月以降申請分から、マイナンバーによる情報連携により、一部の添付書類（住民票・所得証明書類）が省略できる場合があります。詳しくは、ホームページや窓口にてご案内する予定です。（なお、従来どおり、住民票・所得証明書類を添付しての申請も可能です。）